

小松市立高等学校

いじめ防止基本方針

< はじめに >

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上喫緊の課題となっている。近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。いじめ問題への対応は、学校長のリーダーシップのもと学校が一丸となって組織的にとりくむことが必要である。

このため本校では、「いじめ防止委員会」を設置し、平成25年10月文部科学大臣決定の「いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」）についての基本的な考え方を示し、いじめを学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」として作成した。

教職員一人一人が熟読し、校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、「思いやり」の心を育むことによって、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができると考えている。

< 目 次 >

I	「いじめ」に関する基本的な考え方	3
	1. 「いじめ」の定義	
	2. 「いじめ」の基本認識	4
II	未然防止のために	5
	1. 教師の気づきが基本	
	2. 未然防止の方法	
III	早期発見のために	6
	1. 「いじめ」のサイン	
	2. 「いじめ」の構造	7
IV	事案対処のために	8・9
V	学校対応マニュアル	10
	1. いじめ問題対策チームの設置について	
	2. 「いじめ」に対する対応マニュアル	11
	3. 年間計画	12
	4. 「いじめ」に関するとりくみ	13
VI	教育委員会・警察・地域等の関係機関との連携	14
	1. 教育委員会との連携	
	2. 警察との連携	
	3. 地域等その他関係機関との連携	15

【I】 「いじめ」に関する基本的な考え方

1. 「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

「いじめ」とは、「当該児童生徒、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」・

「いじめ対策推進法 第2条より)

上記に関する補足

1. 「いじめられた児童生徒の立場にたつて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視すること。
2. 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
3. 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの。
4. 「物理的な攻撃」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
5. 「けんか」は除くが、外見的には「けんか」のように見えることでも、いじめられてはいないかなどの状況をよく確認する必要がある。
6. 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. 「いじめ」の基本認識

いじめ問題にとりくむにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」にとりくむとともに、「いじめ」が認知された場合の「事案対処」に的確にとりくむことが必要である。

「いじめ」には様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① 「いじめ」はどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② 「いじめ」は人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 「いじめ」は大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 「いじめ」はいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 「いじめ」はその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」は教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 「いじめ」は家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ 「いじめ」は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となつてとりくむべき問題である。

【Ⅱ】 未然防止のために

いじめ問題において、「いじめ」が起こらない学級・学校づくり等、未然防止にとりくむことが最も重要である。そのためには、『いじめ』はどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめ」を生まない土壌づくりが大切である。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特徴を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的なとりくみを計画・実施する必要がある。

1. 教師の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

2. 未然防止の方法

生徒個々の状況を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる必要がある。そのためには、生徒及び保護者への意識調査等の各種調査を実態把握の一つとして用いることも有効である。学校のとりくみとしては後記に載せるが、教職員の日頃の活動としては次のようなものがある。

- ・授業中や休み時間に、生徒の人間関係の崩れを捉える。
- ・校内の目の届きにくいところを定期的にチェックする。

(トイレ・体育館の用具室・部室・グラウンドの倉庫周辺・

校舎のデッドスペース 等)

- ・隠れたところにたまる生徒をその場にとどまらせないようにする。
- ・全ての教職員から生徒の気になる情報を得る。
- ・個々の生徒について、生き生きとできる居場所（活躍できる場）を設けるよう努める。

【Ⅲ】 早期発見のために

「いじめ」は、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、教職員と生徒は信頼関係の構築に努めることが大切である。「いじめ」は、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、「いじめ」を見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1. 「いじめ」のサイン

生徒の様子を知るためには、教職員の気づきが必要である。生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが必要である。

① 表情や態度

沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりとした状態にいる。視線を合わせるのを嫌う 等

② 服装

シャツやズボン（スカート）が破れている。ボタンが取れている。衣服の汚れが目立つ 等

③ 身体

顔や身体にあざがある。マジック等での身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い 等

④ 行動

ぽつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下する。忘れ物が多くなる。休み時間にうろうろする。特定のグループと行動するようになる。使い走りをするようになる。保健室への来室回数が増える。 等

⑤ 周囲の様子

授業時、特定の生徒が発言しても周囲の反応がない・冷ややか。人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に笑いが起きる。集会時に特定の生徒と間が空いている。特定の生徒の物が頻繁になくなる 等

2. 「いじめ」の構造

「いじめ」には次の生徒が存在する

- ① 「いじめる生徒」
- ② 「観衆」（いじめを助長する生徒）

はやし立てたり、おもしろがったりして見ている。

- ③ 「傍観者」（見て見ないふりをする生徒）
- ④ 「いじめられる生徒」

（いじめの4層構造 森田洋司 1986年 より）

- ・「いじめ」の持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。
- ・「観衆」は「いじめ」を積極的に是認し、「傍観者」は「いじめ」を暗黙的に支持し「いじめ」を促進する役割を担っている。
- ・持続、拡大を防ぐには、仲裁する生徒の存在と「観衆」「傍観者」への指導が必要。

生徒に自信をもたせる「言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- ・「あなたの〇〇にとりくむ姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいよ。」

生徒の心に残る「言葉」

- ・「大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。」
- ・「あなたにはあなたの可能性がある。大事にしよう。」
- ・「約束だよ、信じてるから。」
- ・「幸せになってほしいからだよ。」
- ・「あなたが必要なんだ。」

【Ⅳ】 事案対処のために

「いじめ」の兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

「いじめ」が起きた場合の対応

1. いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に対し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かってとりくむことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスには「いじめ」はありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

2. いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・ いじめられる理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば……。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

3. 周りの生徒たちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から「いじめ」を抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、「いじめ」を肯定していることを理解させる。
- ・ 「いじめ」を訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させるよう指導する。
- ・ 「いじめ」に関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに「いじめ」について話し合い、自分たちの問題として認識させる。

4. 相談時の配慮事項

- ①なるべく静かな部屋で話を。(複数で)
- ②30分～60分程の時間を確保し、じっくり話を聴く。
- ③いつ・どこで・誰が(人数)・どんなことを・いつ頃からなど具体的に記録する。
- ④「いじめ」は許さないという姿勢をはっきり示すとともに、「あなたは悪くない」というメッセージを送る。
- ⑤次の言葉は使用しない。
 - ・ それはいじめではない。 ・ たいしたことはない。
 - ・ あなたにも責任がある。 ・ もっと強くなろう。
 - ・ ○○君にもいいところがある。 等
- ⑥相談の最後に
勇気をもって話してくれたことを賞賛し、「あなたを守る」という姿勢を伝える。

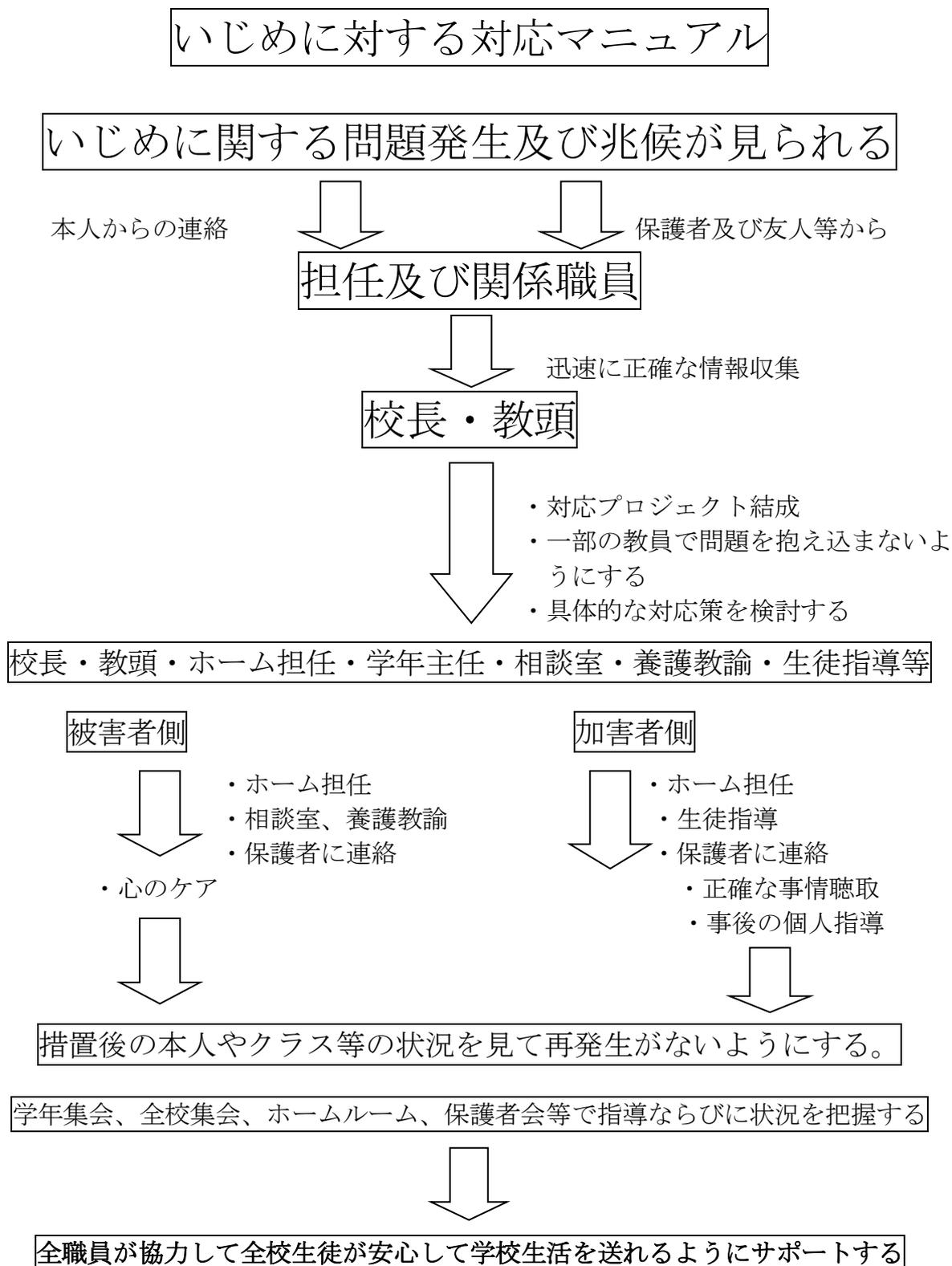
【V】 学校対応マニュアル

いじめ問題へのとりくみにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的なとりくみを行う必要がある。そのためには、早期発見、事案対処はもちろんのこと、「いじめ」を生まないための「予防的」「開発的」なとりくみをあらゆる教育活動において展開することが求められる。

1. いじめ問題対策チームの設置について

「いじめ問題対策チーム」は、学校長が任命した教職員を中心に構成される。

2. 「いじめ」に対する対応マニュアル



3. 年間計画

「いじめ」の未然防止や事案対処のためには、学校全体で組織的、計画的にとりくむ必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題にとりくむことが大切である。

年 間 計 画

	4月	5月	6月	7月
職員会議等	いじめ問題対策 チーム	相談室連絡会 PTA総会 保護者向け啓発	相談室連絡会	PTA清掃活動 保護者懇談
防止対策	新入生オリエン テーション あいさつ運動 スマホ安全教室	あいさつ運動 4～6月 学級・学年づくり 人間関係づくり	あいさつ運動 非行防止教室	あいさつ運動 球技大会 (人間関係づくり)
早期発見		アンケート調査		
	8月	9月	10月	11月
職員会議等			相談室連絡会 教職員研修	相談室連絡会
防止対策	あいさつ運動 市高祭準備 市高祭 (人間関係づくり)	あいさつ運動 9・10月 学級・学年づくり 人間関係づくり	あいさつ運動 薬物乱用防止教室	あいさつ運動 人権学習
早期発見		アンケート調査		
	12月	1月	2月	3月
職員会議等	保護者懇談		相談室連絡会	いじめ問題対策 チーム (本年度まとめ)
防止対策	あいさつ運動 人権週間放送 明窓原稿作成 (人間関係づくり)	あいさつ運動	あいさつ運動	あいさつ運動 球技大会 (人間関係づくり) 新入生予備入学
早期発見		アンケート調査		

「いじめ」に関するとりくみ（一部年間計画に掲載）

① 道徳教育の充実

- ・行事、LH等の特別活動や総合的な探求の時間、部活動を通して、自尊感情の醸成と生徒間でそれぞれを尊重し合う関係を構築する。
- ・役割分担、コミュニケーション能力の育成、連帯感、評価（声掛け）、達成感等の視点で指導援助する。
- ・人権週間の放送（人権の意味と尊重の意義説明）
- ・人権学習（1年）、非行防止教室（全学年）、薬物乱用教室（2年）等の実施

② 早期発見のための措置

- ・生徒との良好な人間関係を築くとともに、日常的な観察と声掛けを心掛ける。
- ・年3回（5月・9月・1月）の「いじめアンケート」を実施
- ・随時面接を行う
- ・生徒の様子連絡用紙の活用

③ 相談体制の整備

- ・教育相談の柔軟な運営
- ・相談室担当教員が傾聴による相談・聞き取り
- ・カウンセラーによる訪問面談（毎週水曜日）
- ・保健室利用における養護教諭の聞き取り
- ・図書室利用における図書館司書の聞き取り
- ・いじめテレホン案内
- ・「PTAメール目安箱」の周知と効果的運営（PTA役員との連携）

④ 「いじめ」を認知した時点（訴え・発見があった場合）での対応

- ・当該生徒の担任に連絡し、当該学年主任、関係教諭と相談の上、必要があれば「いじめ問題対策チーム」で連携して対応する。
- ・いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。
- ・生徒、保護者からの訴えはもちろんのこと、その兆候など些細なものであっても教職員相互において情報交換をし、迅速な対応を図ること。
- ・「いじめ」の情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、「いじめ」の情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、「いじめ」が重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した情報をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。
- ・「いじめ」の内容（質・形態）により、中心となって対応する関係職員は臨機応変の体制とするが、関係職員への対応指示、情報伝達した場合は、対応状況から解決に至るまで管理職へ逐次報告し、組織として連携しながら対応する。

【VI】 教育委員会・警察・地域等の関係機関

との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などが大切である。

1. 教育委員会との連携について

- ・学校において重篤な「いじめ」を把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の支援を受ける必要がある。

2. 警察との連携について

- ・学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。
- ・学校での「いじめ」が暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携して対応することが必要である。
- ・生徒の生命、身体の安全が脅かされる場合には直ちに警察に通報する必要がある。

学校において生じる可能性がある犯罪行為

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
「脅迫」 「名誉棄損」 「侮辱」
- ② 仲間はずれ、集団による無視
*刑法には抵触しないが、他の「いじめ」と同様に毅然とした対応が必要
- ③ 軽くぶつかられたり、遊んでいるふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
「暴行」
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
「暴行」 「傷害」
- ⑤ 金品をたかられる
「恐喝」
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
「窃盗」 「器物破損」
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
「強要」 「強制わいせつ」
- ⑧ パソコンや携帯電話のインターネット上での誹謗中傷等
「名誉棄損」 「侮辱」

3. 地域等その他関係機関との連携について

- ・いじめた生徒の置かれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

主な相談機関

- ・ 24時間いじめ相談テレホン 076-298-1699 (24時間受付)
- ・ 小松市教育センター 0761-21-7958
(月～金、第2・4土曜 9:00～20:00)
- ・ いじめ110番 0120-617-867 (月～金 24時間受付)
- ・ 子どもの人権110番 0120-007-110
(月～金 8:30～17:15 金沢地方法務局)
- ・ 石川県中央児童相談所 076-223-9553 (月～金 8:30～17:45)
- ・ チャイルドラインいしかわ 0120-99-7777 (月～土 16:00～21:00)